

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年10月に受け付けた相談は174件でした。車種別の内訳は、新車関係85件、中古車関係70件、内容別の内訳は、表示関係136件、景品関係15件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	85	70	19	174
表示関係	78	57	1	136
景品関係	5	2	8	15
その他	2	11	10	23

相談者内訳

相談者の内訳としては、例月どおり広告代理店等が57件と最も多くなっており、全体の約33%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	41	12	4	57
メーカー系ディーラー	13	9	5	27
自動車関係団体	15	22	5	42
中古車情報誌社	0	14	2	16
中古車専門店	4	5	1	10
メーカー	9	3	1	13
新聞社	2	4	1	7
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	0	1	0	1

新車関係

◆表示関係の相談内訳

10月は「税金・諸費用」に関する問い合わせが23件で全体の約30%を占めています。また、今月の傾向として消費税率の引上げに関連した問い合わせが最も多く20件で全体の約26%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	16	⑦特定用語	4
表示方法	7	最上級	2
付属品・特別仕様	2	抽象的用語	1
値引き表示	2	新発売等	1
割賦・リース	3	⑧各種制度	2
その他（価格）	2	補助金関係	1
②車名・仕様区分	1	その他	1
③リサイクル料金	1	⑨広告表現・企画の可否	14
④特定事項の表示	13	広告表現の可否	9
燃費	9	企画の可否	2
安全・環境	4	抽象的な問合せ	3
⑤主要諸元	1	⑩下取関係	1
⑥税金・諸費用	23	⑪その他	2
税金	23	合計	78

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	1	抽象的な問合せ	3
オープン懸賞	1	合計	5

★今月のポイント★ 今回は、「消費税抜価格の表示の可否」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

10月から施行された消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税抜価格」の表示も認められるようですが、自動車も広告において「消費税抜価格」のみを表示することができますか？

問い合わせへの回答

「消費税抜きの価格」のみを表示することはできません。

《考え方》

自動車の販売価格の表示については、規約において消費者にわかりやすい「消費税込価格」を表示することが定められていますので、「消費税込価格」を明瞭に表示してください。なお、「消費税込価格」を明瞭に表示した上で、併せて「消費税抜価格」を表示することは可能です。

（規約第3条第5項、新車施行規則第6条）

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

10月は「価格の表示」に関する問い合わせが14件で全体の約25%を占めています。また、個別の項目でみると「税金」に関する問い合わせが最も多く、その内容は消費税率引上げに関する問い合わせでした。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	14	③特定の車両状態の表示	5
表示方法	4	④特定事項	1
値引き表示	3	最上級	1
支払い総額	5	⑤下取・買取関係の表示	2
割賦・リース	1	⑥おとり広告	1
その他(価格)	1	⑦税金・諸費用	8
②必要表示事項の表示	13	税金	8
走行距離数	1	⑧広告表現・企画の可否	7
保証の有無	3	広告表現の可否	5
整備実施状況	3	企画の可否	1
リサイクル料金	2	抽象的な問合せ	1
塗色	1	⑨その他	6
必要表示事項全般	3	合計	57

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	1
抽象的な問合せ	1
合計	2

★今月のポイント★ 今回は、「中古車の値引き表示（『3%値引き』）」の表示に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

来年4月の消費税率引上げによる買い控え対策として「消費増税分3%を値引き」と表示したいのですが、消費税転嫁対策特別措置法では消費税分を値引きする等の表示は禁止されていることから、「中古車一律3%値引き」とだけ表示することはできますか？

問い合わせへの回答

消費税転嫁対策特別措置法上は問題とはなりません、中古車については、その商品特性上、「3%値引き」等の値引き表示をすることができません。

《考え方》

中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過により商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格」を比較対照価格とした二重価格表示（値引き表示）は、不当な二重価格表示に該当するおそれがあります。

消費税率引上げに関連した広告表示等の留意点及び中古車の値引き表示に関する表示の留意点については、[「AFTC INFORMATION」](#)、[「広告表示等に関するFAQ」](#)をご参照下さい。